

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。各大学等におかれては、引き続き、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための工夫をお願いします。

事務連絡
令和4年7月15日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における
感染対策の徹底等について（周知）

令和4年7月15日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

学校の取扱いに係る記載に関しては、下記の下線部のとおり追記がありましたが、そのほかの記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和4年5月23日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）においてお示しした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針及び「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和4年3月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）等において示した留意事項を踏まえ、引き続き、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いします。

また、部活動等の課外活動における感染対策については、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところですが、引き続き複数の大学等から部活動等に関連する集団的な感染事案の報告が届いています。各大学等におかれては、「新型コロナウ

ウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）において示したオミクロン株の特性を踏まえた感染対策の留意事項を改めて確認の上、今般の基本的対処方針に示された検査の活用及び効果的な換気等の感染拡大防止策を講じるなどの感染対策の徹底・強化をお願いします。特に、感染が拡大している地域又は感染が高止まりしている地域において、大学等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、大学等の判断で、部活動等における感染リスクの高い活動を制限することや、参加者の健康管理を一層徹底するなどの対応を講じていただくようお願いいたします。

加えて、検査の活用及び効果的な換気等の感染拡大防止策については、7月14日に開催された新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」及び「感染拡大防止のための効果的な換気について」も併せて御参照ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

・ 変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

(1) 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040715.pdf

(2) 学校の取扱いに関連する記載の抜粋（変更された箇所のみ）

※抜粋部分の下線部は、今回の変更において追記等があった箇所

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

政府、地方公共団体及び事業者等は、令和4年2月4日及び同年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえ、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。

具体的には、社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組むことを旨として、次の感染防止策に取り組むものとする。

1) 国民への周知等

国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること、特に高齢者や基礎疾患のある者及びこれらの者と日常的に接する者は感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、子供の感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある

者は早期に4回目接種を受けるとともにいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと、お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認すること、早期にワクチン3回目接種を受けること等を促す。

換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うことを促す。特に高齢者施設、学校、保育所等においては、同提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ効果的な換気を実施することを促す。

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ また、同マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ないこと、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導する。加えて、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施、発熱等の症状がある教職員や児童生徒等の出勤、登校等の自粛の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加することを可能とする。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、小学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体又は学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) ワクチン接種

- ④ 3回目接種については、2回目接種完了から5か月以上経過した方に順次、接種することとし、特に、20代、30代の接種を促進するとともに、接種率が低い地域に対して個別に接種促進を図るなど、引き続き、着実な接種を進める。

また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。

(参考) 関連通知等

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和4年3月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和4年5月23日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220524-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_1.pdf
- 「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定）
https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf
- 「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」（令和4年7月15日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040715_1.pdf
- 「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」及び「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料2及び資料3）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/gijisidai.pdf>

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111（内線：2482）

【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、大学等における令和4年度の授業の実施等に当たり御留意いただきたい事項を改めて整理しましたので、お知らせします。各大学等におかれては、感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施に適切に取り組むなど、引き続き、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図りつつ、学生一人一人の目線に立った教育活動を実施いただくようお願いします。

事務連絡
令和4年3月22日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）

依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を長期にわたって講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

こうした状況の下であっても、各大学等において、社会に求められる高度な人材の育成をはじめとする高等教育機関としての役割が、十分に果たされる必要があることには変わりありません。このため、文部科学省では、感染症対策を講じる上での留意点等を示しつつ、学生が安心して学修に専念できる環境を確保いただくよう繰り返し要請してきました。その中でも、感染症対策を十分に講じた上で、面接授業の実施に適切に取り組んでいただきたいことや、図書館等の学内施設の利用機会を確保いただきたいことなど、学修者本位の教育活動の実施を一貫して求めてきたところです。

こうした要請も踏まえ、各大学等におかれては、学生に寄り添った対応に努めていただいているところと認識しており、たとえば、令和3年度後期の大学等における授業の方針について文部科学省が実施した調査（以下「令和3年度後期授業調査」という。）では、ほとん

ど全ての大学等から、授業全体の半分以上を面接授業によって行う予定である旨を御回答いただきました。

(参考1) 令和3年度後期の大学等における授業の実施方針等に関する調査の結果について
https://www.mext.go.jp/content/20211118-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

他方、当該調査結果をお知らせした「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について」（令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・文部科学省高等教育局学生・留学生課・文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）においてもお示ししたとおり、大学等が実施する授業科目の全体を通じた場合の授業の実施形態の状況と、学生個人の履修状況から見た場合の状況とが異なることも想定されます。このため、学生一人一人の立場に立って、引き続ききめ細かな対応に努めていただくことが重要です。

また、令和3年12月末の時点における学生の修学状況（中退者・休学者の状況）について調査を行った結果では、中退や休学の理由として「学生生活不適合・修学意欲低下」が大きな割合を占めており（中退の理由のうち最も多く、休学の理由のうち3番目に多い状況となっています）、中退者・休学者のうち「学生生活不適合・修学意欲低下」を理由とする者の割合は、昨年よりも増加傾向にあります。これらの中退者・休学者のうちには、オンライン授業の実施等によりキャンパスへ通う機会が十分に得られなかったことで、学生同士や、学生と教職員との人的交流ができていないと感じた者がいたことも考えられます。

(参考2) 学生の修学状況（中退者・休学者）に関する調査【令和3年12月末時点】
https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(参考3) 「学生生活不適合・修学意欲低下」による中退者・休学者の推移

【各年度の4月～12月を比較】

- ・中退者に占める割合 R1年度：17.6% R2年度：18.3% R3年度：19.8%
- ・休学者に占める割合 R1年度：6.2% R2年度：6.9% R3年度：7.3%

文部科学省としては、令和4年度の各大学等における授業の実施等に当たっては、上記のような厳しい状況にあることも踏まえ、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底を両立いただくとともに、学生の立場に立ち、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても個々の学生の学修機会が確実に確保されるよう、各大学等における教育活動を実施いただくことが重要であると考えております。この観点から、具体的な留意事項を下記のとおり整理しましたので、各大学等におかれては、これまでにお示ししている通知等と併せて御参照の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、文部科学省では、令和4年度前期における各大学等の授業の実施方針等について把握するため、別途、調査を実施する予定ですので、各大学等におかれては、当該調査への回答に御協力をいただくようお願いいたします。

本件について、国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染対策を講じた上での学修者本位の教育活動の実施について

繰り返しお示ししているように、大学等における高等教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人間的な交流も重要な要素です。こうした観点から、大学等における学修の充実を図るためには、多様な人々の関わる授業や、少人数のグループワークによる質の高い学修など、相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することが重要であり、その土台として、学生の円滑なコミュニケーションを促していくことが求められます。特に、入学してから間もない新入生や、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた在学生等にとっては、効果的な学修の前提として、学内における人間関係の構築が必要となることも考えられます。

各大学等におかれては、下記の各点を参照の上、改めて、学修者本位の教育活動の実施にお取り組みください。

- ・ 令和4年度における大学等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組むこと。
- ・ 図書館をはじめとする学内施設は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、できる限り学生・教職員等の利用に供するための工夫に努めること。
- ・ 面接授業の実施や学内施設の利用機会の確保に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底について」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡。以下「2月事務連絡」という。）を参照し、学内における感染対策を講じること。その際、オミクロン株の流行を踏まえ、特に換気の励行と不織布マスクの適切な着用を徹底すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチンに関しては、各大学等においても、学生等に対して正確な情報発信に努めること。ただし、ワクチンの接種はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別的取扱いを行うことは許されないことや、政府においては、学校の教育活動への参加についてワクチンの接種を条件とすることとはしていないことに留意すること。
- ・ 大学等が実施する授業科目の全体を通じて見れば、面接授業を実施する科目が多数を

占めているとしても、学部や学年等によってその実施状況に差異がある場合は、面接授業の機会が乏しくなる学生が生じ得ることに留意し、当該学生の学修機会の確保やメンタルヘルスケア等について特段の配慮を行うべきであること。また、全ての学生が学修に専念できるよう、学生一人一人の立場に立って、きめ細かな対応に努めること。

特に、令和4年度の新入生はもとより、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた在在学生に対して、優先的に面接授業を実施することや、質の高い学修の基礎となる学生同士のコミュニケーションの円滑化に資する交流の機会を設定すること等の配慮を講じること。

- ・ 卒業式や入学式等の式典・行事については、2月事務連絡において示したとおり、学生にとってかけがえのない機会であることを十分に踏まえつつ、感染拡大防止の措置や開催方法の工夫を講じた上で、実施を検討いただきたいこと。
- ・ なお、面接授業の実施を原則とする場合であっても、基礎疾患を有するなど新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長く感染リスクが高くなる学生、重症化リスクが高い高齢者等と同居している学生など、面接授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講を認めている例があることも踏まえ、個々の学生の状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響下にある学生に寄り添った対応について

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中、令和4年度においても、感染対策の観点から、学修環境に制約を付さざるを得ないこともあると考えられます。そのように例年と異なる状況にあるからこそ、大学等が講じる対応の必要性や合理性について、学生への十分な説明を行い、その理解を得ることが重要です。

文部科学省としては、学生に対する丁寧な説明をはじめとして、新型コロナウイルス感染症の影響により不安の中にある学生に寄り添った対応をお願いしてきたところですが、各大学等におかれては、改めて下記の各点について適切に御対応ください。

- ・ 令和4年度における授業の実施については、すみやかに方針を決定し、新入生を含む学生一人一人に正確に伝わるよう、その内容を遺漏なく周知すること。その際、授業の実施方針等について不安や疑問を抱いている学生がいる場合には、大学等の考え方や、感染対策のために講じている措置の必要性や合理性について丁寧に説明するなど、学生が安心し、納得して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。
- ・ 大学等の判断や考え方についての説明に際しては、例えば、単にその結論のみをウェブ・サイトに掲載するような軽易な対応に終始することなく、判断の理由や根拠も含めて学生一人一人に伝え、学生の理解を得るよう努めること。

- ・ 令和2年度以後、感染対策の観点から授業の実施形態を変更したり、学内施設の利用に制限を付したりしたことに對して、学生から、授業料や施設設備費等のいわゆる学納金の支払いについて疑問が呈される例も見られていることも踏まえ、各大学等が徴収する学納金の必要性やその金額の合理性等について、学生等に対して丁寧に説明し、その理解を得るよう努めること。
- ・ 感染対策の観点からやむを得ずオンライン等による遠隔授業を実施したり、学内の施設の利用に部分的な制限を加えたりする場合等にあつては、それらの措置に對して、学生から十分な理解や納得を得られているかについても適切に把握すること。
- ・ 令和2年度以降の入学生をはじめとして、学生が様々な不安を抱えやすい状況にあるため、引き続き、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラーや医師等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を講じること。加えて、相談窓口や保健管理施設等にかかる情報が学生一人一人に行き渡るような手段（メールや SNS の活用、授業における周知や学生の目につきやすい掲示等）の確保や、各種通知の件名の工夫等による学生に内容の確認を促す取組の実施等、より効果的な情報発信に努めること。

3. やむを得ず面接授業が実施できない場合の適切な対応について

キャンパスにおける学生の学びの重要性を勘案してもなお、地域の感染状況等を踏まえて、感染対策の観点からやむを得ず部分的に遠隔授業を行う場合においては、上記2. に示しているように、学生にその合理性や必要性を丁寧に説明することが必要です。

加えて、そのような場合にあつては、学修の質の確保の観点から、「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付け3文科高第9号。以下「令和3年4月通知」という。）及び「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」（令和2年12月23日付け2文科高第864号）等において示している留意事項を参照の上、適切に対応願います。なお、これらの留意事項のうち、特に注意いただきたい点を以下に整理しておりますので、併せて御参照ください。

- ・ 令和3年4月通知においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業等は、今後も、感染症や災害の発生等の非常時において、本来の授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であつて、とりわけ感染症の拡大時については、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り、実施可能であること。また、当該遠隔授業等は、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものである必要があること。
- ・ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合も、大学等にあつては、当該授業科目を履修した学生に對して試験を実施の上で単位を与えることとなるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学

習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等に当たっては、不正を防止するための対応方を講じる必要があること。

- ・ 遠隔授業の実施に当たっては、十分な通信環境を持たない学生がいることも考えられることから、学生の情報通信機器の保有状況や地域の感染状況等を考慮した上で、例えば、大学等の教室やPCルームを開放すること、PCやルータを貸与すること等により、学生の通信環境に十分配慮すること。また、遠隔授業を行う際は、障害のある学生の受講に十分配慮し、必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織とも連携の上、個別に当該学生と相談しつつ決定すること。
- ・ 各授業科目の実施方法については、授業計画（シラバス）等に明示し、学生に対して確実に伝達するとともに、受験生の進学先の参考となるよう、ウェブ・サイトへの掲載等により公表することが求められること。

(参考資料)

- 「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（令和2年9月15日付け2文科高第543号）
https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」（令和2年12月23日付け2文科高864号）
https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf
- 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付け3文科高1125号）
https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf
- 「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付け3文科高第9号）
https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年9月30日付け3文科高第697号）
https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）

E-mail: koutou@mext.go.jp

○遠隔授業の特例措置について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3338）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○学生の修学状況調査について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への算入に関する考え方の明確化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特例的な措置として認められていた弾力的な運用について、今後、感染症や災害の発生時等の非常時においても同様に認められることについてお知らせします。

3 文科高第9号
令和3年4月2日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、令和2年度の学校運営に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、学生の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

令和2年12月22日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたことや、デジタル時代にふさわしい仕組みとして、教育現場におけるICTを活用した新たな取組が学生の希望等に応じた形で行われるよう、その内容の一層の充実のための具体的な検討を行い、令和2年度中に政府として取りまとめることとされたことを踏まえ、このたび、大学等における遠隔授業の取扱いを整理いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門

学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- 大学設置基準第 25 条第 2 項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第 32 条第 5 項等の規定により 60 単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第 25 条第 1 項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信教育設置基準第 6 条の規定により、同令第 3 条第 1 項で定める大学設置基準第 25 条第 2 項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみの卒業も認められること。
- 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせる教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること。
- なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- 令和 2 年 7 月 27 日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第 25 条第 1 項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や

災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

3. その他

- ・ 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について、令和2年5月22日大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（5月22日時点）」を更新する形で示す予定であること。
- ・ 2. で示した大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和2年12月23日高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」等で示す留意事項について引き続き参照すること。
- ・ 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に令和3年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

【参考】

- ・「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（令和2年7月27日付大学振興課事務連絡）
(URL) https://www.mext.go.jp/content/20200727-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- ・「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」（令和2年12月23日高等教育局長通知）

（URL）https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf



- ・「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」（令和3年3月31日高等教育局長通知）

（URL）https://www.mext.go.jp/content/20210401-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- ・「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年3月4日高等教育局長通知）

（URL）https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf



<本件連絡先>

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aを更新し、遠隔授業の実施方法・形態の具体的な取扱い例についてまとめましたので、お知らせいたします。各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年5月14日

各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局大学振興課

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の
送付について（令和3年5月14日時点）

令和3年4月2日付け3文科高第9号「大学等における遠隔授業の取扱いについて」において、大学等における遠隔授業の取扱いについて通知したところですが、同通知3. その他において、「遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について」お示しさせていただくこととしており、このたび、その具体的な取扱い例について取りまとめましたので、別添の通りお知らせいたします。

なお、今後も必要に応じ、具体的な取扱い例について整理し、別添Q&Aを更新させていただくことがあることを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A(令和3年5月14日時点)」

<本件連絡先>

(制度全般について)

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp

(遠隔授業の推進について)

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-2501

メール：senmon@mext.go.jp

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A

(令和3年5月14日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

※大学（短期大学を含む。）を念頭に回答しておりますが、高等専門学校についても高等専門学校設置基準等に基づき、同様の考え方となります。

※下線を引いている問が前回から更新したものとなります

【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 令和2年3月24日付け通知における「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 大学設置基準第23条において、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことが原則とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記の原則のとおり設定することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（以下「令和2年3月24日付け通知」という。）により、上記原則の例外として、10週又は15週以外の授業期間についても許容されることを示しました。
- なお、同条ただし書において、上記原則については、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。その趣旨は、本来、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進する観点から、同一科目の週複数回講義の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施など、授業のあり方の多様化を促進することにより、今回の新型コロナウイルスに対する対応等の影響により、本来10週又は15週の期間を単位として実施することを予定していた授業科目の期間を弾力化することを想定した規定ではないものの、今回の対応を機に、授業科目の見直し等を図ることにより、教育上の必要性や、十分な教育効果が認められるものについては、同条ただし書の規定に基づき、10週又は15週以外の授業期間を設定することも可能であるものと考えております。

その際は、平成25年3月29日付け24文科高第962号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」も併せて御参照ください。

※大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

問2 「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

○大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。

○ 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

問3 前期授業期間終了後の夏季休業期間中に遠隔授業により補講を行い、後期が始まる直前に期末試験を行うなど、夏季休業期間を前期中の学修時間として柔軟に活用することが可能か。

○ 令和2年3月24日付け通知2.(1)により、大学設置基準が定める授業期間である「10週又は15週の期間」について「弾力的に取り扱って差し支えないこと」としており、質問のような運用も可能です。

○ なお、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬を来たさないように留意頂く必要があります、令和2年3月24日付け通知2.(3)を御参照の上、必要に応じた変更手続等を行ってください。

問4 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」を実施する場合、学事暦も変更する必要があるか。

○ 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」（以下単に「臨時休業」という。）を実施する場合においても、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬を来たさないように留意頂く必要があります、3月24日付け通知2.(3)を御参照の上、必要に応じた変更手続等を行ってください。ただし、全ての業務を休業とするのではなく、各大学の判断として、遠隔授業の活用など、学生が通学しない形で行われる授業を実施する場合（問22参照）など、上記の変更が生じない場合は、変更する必要はありません。

※学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）（抄）
（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【一般的な遠隔授業の活用に関すること】

問5 令和2年3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。【下線部分更新】

○ 令和2年3月24日付け通知によりお示した、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業に係る解釈は、当該遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。

○ 一方で、同条第2項の規定による遠隔授業は、平成13年文部科学省告示第51号の各号のいずれかの要件を満たすことが必要となります。遠隔授業（面接授業の授業科目の一部として実施する遠隔授業を含む）の実施に当たっては、同時かつ双方向に行われるものや、毎回の授業の実施に当たって当該授業の終了後すみやかに指導を併せ行うもので、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものなど、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることに留意ください。

（同告示や令和2年12月23日付け2文科高第864号「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」2.で示した遠隔授業に関する留意事項を参照いただくようお願いいたします）。

問6 令和2年3月24日付け通知においては、同時双方向型の遠隔授業を自宅にいる学生に対して行うことは、平成13年文部科学省告示第51号の第2号の規定に基づき可能であるとしているが、この場合、同号の定める「授業の終了後すみやかに」①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保する必要があるのか。

○ 本告示の第2号が担保しようとしていることは、面接授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②学生の意見の交換の機会を掲げているものと考えております。

○ このため、オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できている

といえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではないと考えております。

※平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（抄）

通信衛星，光ファイバ等を用いることにより，多様なメディアを高度に利用して，文字，音声，静止画，動画等の多様な情報を一体的に扱うもので，次に掲げるいずれかの要件を満たし，大学において，大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

一 （略）

二 毎回の授業の実施に当たって，指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより，又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより，設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって，かつ，当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

問 7 遠隔授業を行う教員は，自宅において当該授業を行うことは可能か。

- 法令上，大学設置基準第 25 条第 2 項の規定による遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため，面接授業に相当する教育効果が認められる場合には，教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。
- 教員が自宅から遠隔授業を行う場合を含め，遠隔授業の実施に当たっては，教員個人（非常勤講師を含む。）に過度の負担を強いることのないよう，大学等の設備を最大限活用すること（大学等における機器の使用や教員への機材の貸出し等）や，情報基盤センター等の遠隔授業推進組織等によるサポートなど，各大学等の状況に応じた取組をお願いします。

問 8 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について，例えば，15 回の授業中，14 回分を遠隔授業により実施し，面接授業は 1 回しか行っていない場合についても，各大学等の判断において，主として面接授業により実施したものと扱ってよいか。**【全面更新】**

- 令和 3 年 4 月 2 日付け 3 文科高第 9 号「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」1. においては，「例えば，面接授業の授業科目の一部として，いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し，面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については，面接授業の授業科目として取り扱い，上記上限^注の算定に含める必要はないこと」としております。

注：大学設置基準第 25 条第 2 項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第 32 条第 5 項等の規定により 60 単位を超えないものとして上限が設定されている。

○ このため、質問のケースは、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目とは言えないことから、「主として面接授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。

○ ただし、問 24 の回答においてお示しする特例的な措置の下、弾力的な運用として実施する遠隔授業については大学設置基準第 25 条第 1 項の規定による面接授業として取り扱うことができるため、当該授業により修得した単位を 60 単位の上限に算入する必要はありません。その際には問 24 の回答を踏まえ、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があることに留意してください。

○ なお、通信教育を行う大学・学部においては、令和 3 年 4 月 2 日付け通知 1. でもお示ししたとおり、遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみでの卒業も認められます。

問 9 遠隔授業の実施方法として、一度に対面で受講する人数を制限し、一部の者は面接授業により、残りの者は遠隔授業（同時双方向）により受講させる授業を交互に行う場合、このような授業科目の扱いはどのように考えるか。【新規】

○ 例えば、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えありません。

問 10 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めているとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、その当該学生の授業科目における扱いはどのように考えるのか。【新規】

○ 結果として、一部の学生の事情により、当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合でも、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第 25 条第 2 項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問 11 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めているとしても、基礎疾患等を有する一部の学生が感染リスクを恐れる場合など、大半の授業を遠隔授業での受講を希望する学生がいる場合はどのように扱うのか。【新規】

○ 問 10 と同様、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生など一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第 25 条第 2 項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問 12 1 つの授業科目の受講者を 2 グループに分け、15 コマの授業を面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施した場合、一方のグループは対面での授業時数が半分を下回る場合も考えられるがどのように取り扱うのか。【新規】

○ 面接授業として取り扱うためには、例えば、全員の対面での参加を求める授業を 1 回以上設けるなど、いずれのグループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようになっている必要があります。

問 13 ある授業科目の授業時数（例：100 分）を 2 つに分割して実施することとし、学生は 50 分相当の遠隔授業（オンデマンド）を受講するとともに、面接授業（反転学修型）を 50 分間教室で受講する場合は面接授業として取り扱ってよいか。【新規】

○ 分割した授業時数を一体の面接授業として取り扱うためには、
① 平成 13 年文部科学省告示第 51 号 2 号で定める授業終了後の指導等の要件を担保すること、若しくは、遠隔授業（オンデマンド）と面接授業が交互に行われ、面接授業の中で遠隔授業（オンデマンド）で学ぶ内容の指導が行われるよう授業設計されていること、
② 当該授業科目の講義等における総授業時数の半分以上について対面での授業が実施されていること、
③ 講義等の時間以外にも、授業外学修時間を課す手立てを確保していること、
など、遠隔授業（オンデマンド）の取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われるよう留意が求められます。

○ このような取り扱いが確保されている限りにおいて、お尋ねのような形での授業の実施を面接授業として取り扱うことが可能と考えられます。

問 14 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいので、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

○ 法令上、大学設置基準第 25 条第 2 項の規定による遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育

効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

- また、大学通信教育設置基準第3条第1項においては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（面接授業）、及び同条第2項の方法によるメディアを利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）（抄）

（授業の方法等）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2・3 （略）

問 15 令和2年3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことをもって単位付与するような運用を許容しているのか。

- 令和2年3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としてありますが、これはあくまで、大学が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。
- このように、大学が当該大学以外の外部機関等と連携協力して授業を実施する場合には、
 1. 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 2. 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
 3. 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 4. 大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが

必要であることに留意する必要がある（平成 19 年文科高第 281 号通知第一（2）留意事項三）、単に外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことのみをもって単位付与するような運用は認められません。

問 16 学生の通信環境への配慮等についてどのような取組が考えられるか。

- 令和 2 年 4 月 6 日付高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について」のとおり、遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。
- その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。
- なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90 分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。また、国立情報学研究所が主催する「大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム「教育機関 DX シンポ」」において公表された「データダイエットへの協力のお願い」において、通信量に配慮した授業の実施・設計手法が紹介されていますので、ご参照ください。
(国立情報学研究所ホームページ)
<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/tips.html>
- また、十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室や PC ルームを開放する、PC やルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。
大学の PC ルーム等を開放する場合には、5 月 15 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

- また、通信状況によっては、メール送受信やシステムへのアップロード等の際に通信障害など技術的なトラブルが発生する可能性も考えられますので、特に成績評価に必要な課題・レポート等の提出を受け付ける際には、提出状況につき丁寧に確認を行うなど、学生に不利益の生じないようご配慮をお願いします。

問 17 障害のある学生への合理的配慮についてどのような取組が考えられるか。

- 遠隔授業の実施に当たっては、障害のある学生の受講に十分配慮するようお願いいたします。その際、遠隔授業の方法や学生の障害の状況に応じて、例えば、聞き取りやすいようゆっくりと話すことや、教材へのテキスト情報の充実や字幕の挿入、説明原稿の提供、機械による音声読み上げが可能な教材の使用等が考えられますが、必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織等とも連携の上、個別に当該学生とご相談いただくようお願いいたします。

問 18 大学等における遠隔授業の好事例をどのように共有していくのか。

- 国内外の大学等における遠隔授業の準備及び実施に当たっての課題とその解決策、良好事例などについて、文部科学省及び大学等において広く共有しながら、遠隔授業の優れた取組の普及や改善につなげていくことが極めて重要です。例えば、国立情報学研究所においては、大学等における遠隔授業の実施・検討等に資するため、「大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム「教育機関 DX シンポ」」が開催されています。

(国立情報学研究所ホームページ)

<https://www.nii.ac.jp/news/2020/0325.html>

- 文部科学省としては、このような取組と連携し促進を図ることで、引き続き、具体的な事例の情報収集と周知を行ってまいります。

問 19 遠隔授業を実施する場合について学則に記載しなければならない法的根拠如何。

- 大学設置基準第 25 条第 2 項の規定による遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち 60 単位を超えないものとされていることから、原則として、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。

※学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

六 入学, 退学, 転学, 休学及び卒業に関する事項

七～九 (略)

2・3 (略)

- なお, 令和2年3月24日付け通知においてお示した, 面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等, 主として面接授業により修得した単位として扱われる場合に係る授業や, 問24の回答による特例的な措置の下, 弾力的な運用として実施する授業については, 学則に改めて記載する必要はありません。

問20 学則で授業の実施方法は別に定めるとしている場合, 遠隔授業の実施についての具体的な定めは, 学則ではなく履修規程等の他の規程の定めで良いか。

- 大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業により修得した単位は, 卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとされていることから, 原則として, 当該遠隔授業の実施については, 学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。
- ただ, 当該遠隔授業を実施する旨を学則に定めた上で, 具体的な実施方法や対象となる授業科目を, 学則ではなく履修規程等の他の規程に定めることは差し支えありません。
- なお, 令和2年3月24日付け通知においてお示した, 面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等, 主として面接授業により修得した単位として扱われる場合に係る授業や, 問24の回答による特例的な措置の下, 弾力的な運用として実施する授業を学則に改めて記載する必要はありません。

問21 大学院において遠隔授業を実施する場合, 大学院設置基準において遠隔授業により修得した単位数に関する定めはないが, 「大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認め」(平成13年文部科学省告示第51号) するため, 学則変更や教授会決定等の手続が必要となるか。

- 大学院において遠隔授業を実施する場合, 大学において, 面接授業に相当する教育効果を有すると認められる必要がありますが, 当該遠隔授業によって修得できる単位数に係る上限はないため, 当該遠隔授業に係る事項を必ずしも学則に定める必要はないとともに, その実施に当たっての意思決定手続きについて特段法令上定めはないため, 必ず教授会手続等が必要となるものではなく, 各大学の実情等を踏まえ, 適切なプロセスを経ていただくこととなります。

- また、学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項等学則への記載が法令上求められている事項以外のものについて、学則に記載するか否かは、各大学の判断により決めていただくことになります。
- なお、大学院設置基準第14条の2においては、「大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする」と規定されていることから、授業の方法として、遠隔授業を実施する場合には、授業計画(シラバス)やホームページ等においてあらかじめ示しておく必要があります。

【新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業の実施に関すること】

問22 臨時休業中に遠隔授業を実施することは可能か。

- 臨時休業の対象となる業務の範囲は、大学において判断されるものですが、多くの学生や教職員の感染リスクにあらかじめ備えるという臨時休業の趣旨を踏まえ、大学施設等を利用した形で行われる面接授業を休業とし、通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業等について実施することは可能であると考えております。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合の遠隔授業の実施については、問23を参照してください。

問23 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合、学生等に入構させず、自宅等での遠隔授業の受講を行わせることは、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合に、具体的にどのような措置を講ずれば、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか否かについては、当該要請の具体的内容によるため、一概にお答えすることは困難です。
- なお、同項に規定されているように、当該要請は多数の者が利用する施設の使用制限等を内容としていることから、大学施設等を利用した形で行われる面接授業に係る大学の活動は全て行わないものとしたうえで、大学等への通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業を行うことはあり得ると考えていますが、具体的には都道府県等の衛生管理部局と相談していただくようお願いいたします。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 (略)

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用し、催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3・4 (略)

問 24 新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、60 単位の上限に算入する必要があるか。【下線部分更新】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合であって、十分な感染症対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合において、特例的な措置として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められる遠隔授業については、大学設置基準第 25 条第 1 項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

また、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の影響や地震など災害時を含む非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、大学設置基準第 25 条第 1 項で規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められます。

○ 上記特例的な措置の下、弾力的な運用として実施する遠隔授業は、同条第 2 項の規定による遠隔授業ではなく大学設置基準第 25 条第 1 項で規定する面接授業として取り扱われ、同令第 32 条第 5 項の規定は適用されないことから、同規定の 60 単位の上限に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の下、弾力的な運用として実施する遠隔授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の（1）から（4）までについて、留意頂くようお願いいたします。

- (1) 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- (2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
- (3) 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- (4) 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

○ なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適当と判断されるものについては、面接授業を適切に実施するなど、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であることに留意してください。

※ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）
（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4 （略）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

問 25 問 24 の回答においては、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、新型コロナウイルス感染症など、急きょ生じた非常時の影響により、年度当初から授業計画等を組み変えて 15 コマすべて遠隔授業により実施することとした場合については、60 単位の上限に算入する必要があるのか。【下線部分更新】

- 今回の新型コロナウイルス感染症など急きょ生じた非常時の影響により、急きょ年度当初から全ての授業を遠隔授業により実施することとしていた場合であっても、問 24 の回答においてお示した特例的な措置の下、弾力的な運用として行う場合には、当該授業により修得した単位を 60 単位の上限に算入する必要はありません。ただし、その際には問 24 の回答を踏まえ、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問 26 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成 26 年 11 月 14 日中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ)においては、国際連携教育課程において、連携外国大学において修得すべき単位数 31 位単位のうち、遠隔授業により修得できる単位数は、連携する大学ごとに、上限の目安として 31 単位未満となるように当該教育課程を編成することとされており、必ず 1 単位分は外国において受講することを求めているが、今回新型コロナウイルス感染症の影響により、外国に行くことがそもそもできない場合に、当該外国に所在する連携外国大学において修得すべき単位数の全てを遠隔授業により修得することは可能か。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりそもそも連携外国大学が所在する外国に行くことができず、当該外国において授業を受けることが困難と認められる場合においては、連携外国大学と共同での、教育プログラムの運営や教育研究上の十分な学生指導体制の確保等、責任を持って管理・対応できる組織体制が整備されている限り、ガイドライン上の上限ルールは適用されず、当該連携外国大学において修得すべき単位数の全てを遠隔授業により修得することは可能です。

問 27 大学が臨時休業中に同時双方向型の遠隔授業を実施したが、自宅の通信環境が整っておらず、当該遠隔授業を受講できなかった学生に対して、面接授業開始後に、事後的に大学の PC ルームなどにおいて、当該遠隔授業の録画により授業を受けさせる場合、問 24 の回答にある弾力的な運用としての遠隔授業として認められるか。

- 質問のケースについては、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められる場合には、問 24 の回答においてお示しした特例的な措置の下、弾力的な運用として認められるものと考えております。ただし、当該遠隔授業を実施する際には、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性(対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められる必要があるとともに、問 24 の回答の(1)から(4)までに留意してください。

問 28 問 24 の回答において、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、合否のみで評価することは可能か。

- 各大学の判断により、学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること(評定を付す方法から合否のみによる評価方法への変更も含む。)は可能であり、各授業科目の到達目標に応

じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更にあたっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

問 29 問 24 の回答において、「上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります」とあるが、面接授業とは異なる成績評価の方法を採用して問題ないか。

- 質問にある問 24 の回答中の記載は、成績評価にあたって、面接授業以外の授業の教育効果としての資質及び能力が、本来予定していた面接授業による授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認する必要があるという趣旨で述べたものであり、当該到達目標に応じた適切な成績評価手法であれば、各大学の判断において、面接授業とは異なる成績評価の手法を採用することは差し支えありません。

感染拡大防止のための効果的な換気 について

令和4年7月14日（火）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[I] 背景

- 我が国では、2020年7月30日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの指摘も踏まえ、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染^(※)に対応するため、換気の徹底を呼びかけてきた。感染症対策と社会経済活動の両立を図る中で、本年1月上旬より拡大したオミクロン株への対応として、特にエアコン使用により換気が不十分になる夏場において、換気的重要性が再認識されてきている。

(※) 本提言において「エアロゾル」は、空中に浮遊する粒子をいい、「エアロゾル感染」とはウイルスを含むエアロゾルを吸引することで感染することをいう。

- 特にクラスターが多発した高齢者施設、学校、保育所等の感染事例では、換気が不十分であったことが原因と考えられる事例が散見される。
- 換気は基本的な感染対策として、日頃から実施されてはいるが、オミクロン株の特性も踏まえた専門家の知見として、改めて効果的な換気の方法を示すことは、感染症対策と社会経済活動を両立することにも寄与すると考えられる。
- 当然のことながら、換気だけで感染が防止できるわけではなく、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」といった他の基本的な感染防止策も重要である。
- なお、今回のコロナ分科会提言の取りまとめに当たっては、林基哉 北海道大学工学研究院教授、本間義規 国立保健医療科学院統括研究官、柳宇 工学院大学建築学部教授、和田耕治 国際医療福祉大学医学部教授にご協力いただいた。

[II] 提言

- 国民の皆様、事業者の皆様におかれては、屋内では、“屋内での換気のポイント”を参考に、無理なく換気を続けて頂きたい。
- また、高齢者施設、学校、保育所など、オミクロン株の感染が拡大した施設等においては、クラスター等の発生事例を踏まえた、施設ごとの対応をしていただくようお願いしたい。

①エアロゾル感染 + ②飛沫感染 (※) の対策が必要

(※) 飛沫感染:ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着することにより感染すること。

① エアロゾル感染の対策

・エアロゾル粒径と感染の関係が明らかになっていないため、A+Bの対策が望ましい。

A 大きい粒径が到達する風下での感染の対策

人の距離を確保、横方向の一定気流を防止（扇風機首振り・エアコンスイングなど）

B 小さい粒径が浮遊する空間内での感染の対策

必要な換気量（1人当たり30m³/h以上、CO₂濃度1000ppm以下）を確保

② 飛沫感染の対策

マスクの装着、飛沫放出が多い場合には直接飛沫防止境界（パーティションなど）を設置



室内環境中の飛沫の挙動と伝搬の可能性

対策の要点

① 空間のエアロゾル除去（換気）性能の確保

- ・換気量（CO₂濃度）基準を満たすことは、多くの建物の換気設備で可能。
- ・換気設備の性能が不十分な場合は、窓開け換気を実施。

② エアロゾルの発生が多い行為等への対応

- ・エアロゾル発生が多い行為（口腔ケア、激しい運動）が想定される場合には、A 風下での感染+B 空間内に拡散することによる感染の双方を十分に配慮。

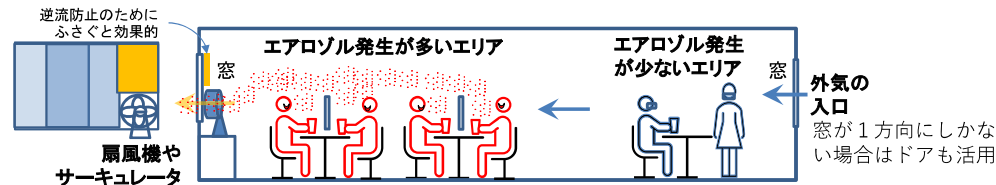
③ 換気量増加（窓開け換気）の副作用への配慮

- ・冬期には寒さ（ヒートショック等）、夏期には暑さ（熱中症等）と湿気（結露による真菌細菌等）に配慮。
- ・夏期には、温度計を設置し室温をモニターしながら冷房と換気を同時に行い、熱中症とならないよう工夫する。
- ・窓開けが難しい場合には、CO₂濃度を確認した上で、必要に応じて人の密度を抑制（人距離確保と感染者が存在する確率を抑制）、空気清浄機を利用。

エアロゾル感染を防ぐ空の流れ

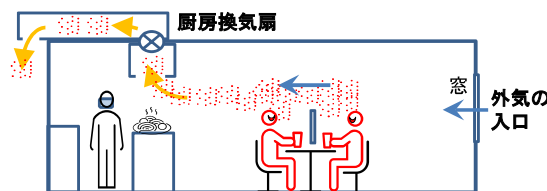
窓が2方向にある場合

エアロゾル発生が多いエリアから扇風機、サーキュレータで排気し、反対側から外気を取入れる。



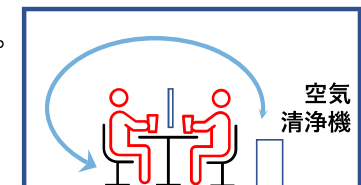
換気扇がある場合

換気扇で排気し、反対側から外気を取入れる。



換気扇・窓がない場合

空気清浄機でエアロゾルを捕集。



換気を阻害しないパーティションの配置について

- 空気の入口（給気口）と出口（排気口）を確認
- 空気の流れを阻害しないようにパーティションを配置

[高いパーティションを用いる場合の留意点]

（天井からのカーテン、目を覆う程度の高さより高いパーティションなど）

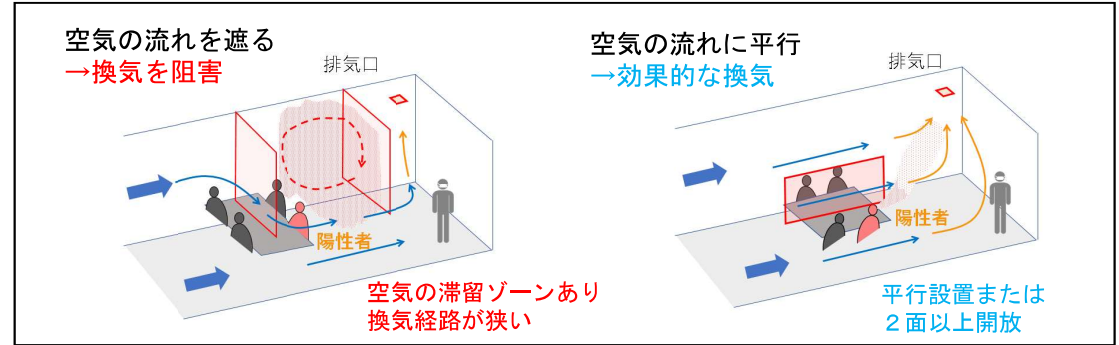
- ① 高いパーティションは、空気の流れに対して平行に配置する。
- ② 高いパーティションと壁で囲まれた空間ではCO₂濃度を測定し、濃度が高い場合には空気清浄機やファン（扇風機、サーキュレータ、エアコンの送風）を用いて換気を改善する。
- ③ ファンを用いる場合には、風下での感染対策のために首振りやスイングを用いる。
- ④ 高いパーティションの隙間には気流が集中するため、その風下には席を配置しない。

[低いパーティションを用いる場合の留意点]

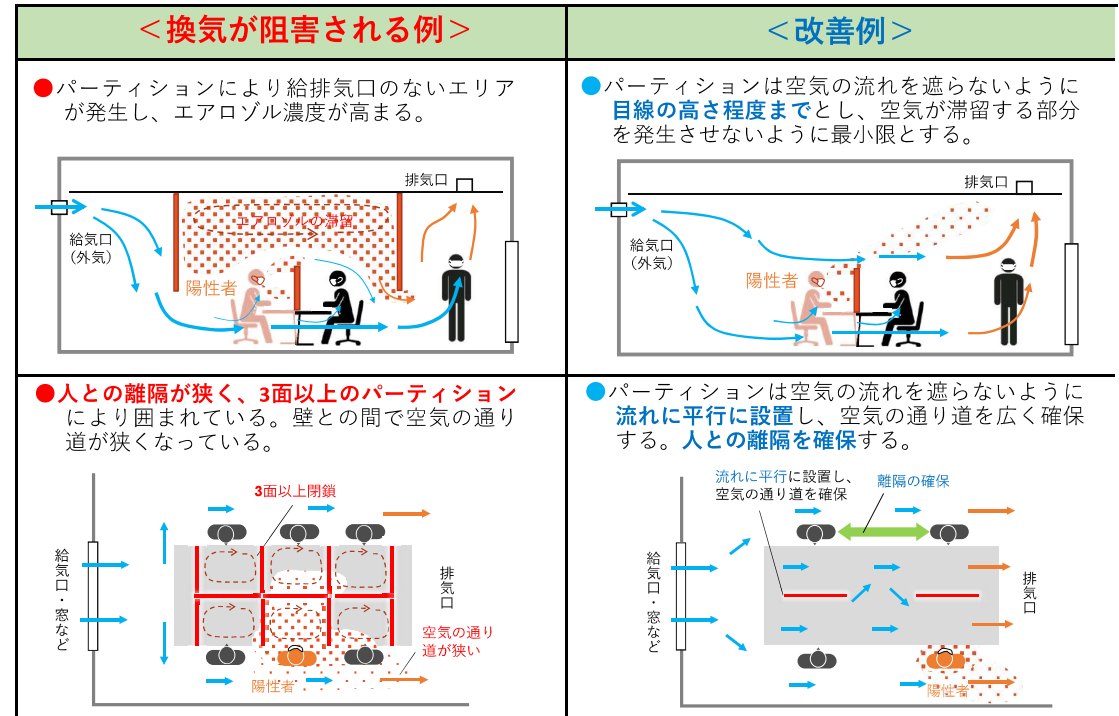
（目を覆う程度の高さのパーティション）

- ① 横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、空気によどみを作らないように、3方向を塞がないように配置する。

- パーティションの配置や形状により、換気が感染対策に有効に働かない場合があります。



- 以下のような場合もパーティションによる換気阻害の恐れがあります。マスクや離隔距離の確保に加え、パーティション設置も工夫しましょう。やむを得ず、高いパーティションと壁で囲まれてしまう場合は、二酸化炭素濃度測定・空気清浄機の使用・ファンによる換気の改善等が必要です。



※上記図表の作成に当たっては、山本佳嗣東京工芸大学准教授、尾方壮行東京都立大学都市環境学部建築学科助教にご協力いただいた。

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のアエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることにはできないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

効果的な換気のポイント (高齢者施設、学校、保育所等)

1. 効果的な換気

(換気方法)

- 機械換気による常時換気を行う場合、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等**を実施。
なお、通常の家計用冷暖房設備には、換気機能はないことに留意。
施設等の換気・空調設備を更新する際には、高い換気能力をもつ空調設備や、熱交換機能をもつ換気設備への交換を推奨。
(環境省「高機能換気設備等の導入支援事業」補助金等を活用することも考えられる。)
- 機械換気により下記の換気量の目安が確保できない場合、室温および相対湿度を18-28℃および40-70%に維持できる範囲内で、**出来るだけ2方向の窓を常時開放するほか、換気用ファンやHEPAフィルタ付空気清浄機の使用など補完的な措置を検討。**また、学校(幼稚園を含む)については、「学校環境衛生基準」等に基づく対応を行うこと。

(換気の際の留意点)

- 必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、**二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持。**また、学校(幼稚園を含む)については、常時換気に努めるなど「衛生管理マニュアル」を踏まえた適切な換気等の基本的な感染対策を徹底し、気候等に応じて、上記の補完的な措置も検討して、出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。なお、上記の空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。
- 人が集合する場所は一時的に換気不足になりやすいことを踏まえ、特に、食堂、休憩室、更衣室、中廊下等においては、**二酸化炭素濃度測定器(CO₂センサー)**等により、混雑する時間帯でも二酸化炭素濃度が上記の目安を下回っていることを確認。
- エアロゾルの**浮遊リスクが低い空間(人が少ないところ等)から浮遊リスクの高い空間(人が多いところ等)に向けた気流をつくる。**パーティション等は、気流を阻害しないよう配置するとともに、施設の構造等により局所的に生じる換気不足(空気のよどみ)を解消。
- 施設の構造によって適切な換気の方法が異なることを踏まえ、専門家(※)の助言を受けながら、施設全体の換気の改善に取り組むことを推奨。
(※)換気設備を設計した事業者等においては、換気状況や二酸化炭素濃度などを確認し、換気に関する改善策の助言を行っている。また、日本建築士会連合会では、換気状況や二酸化炭素濃度などの確認と換気に関する改善策の助言を行う建築士を養成することを目的に講習を実施している。

効果的な換気のポイント (高齢者施設、学校、保育所等)

2. 換気以外の取組

上記の対策以外にも、次の対応が重要。

- 施設内の食堂において第三者認証制度に準拠した感染対策を行うこと。また、学校（幼稚園を含む）の食堂については、「衛生管理マニュアル」を踏まえた感染対策を行うこと。
- 更衣室や職員控室などにおいて換気不足が生じる場合は、利用者の人数制限等を行うこと。
- 高齢者施設等において感染者がいる場合にはゾーニングを適切に行うこと。

3. 施設の特性に応じた留意点

(高齢者施設等)

○望ましい空気の流れは、“エアロゾルを発生させる人⇒ファン(サーキュレータ・扇風機)⇒排気口(換気扇(排気)・窓+ファン)”。ファンはエアロゾルを発生させる人の風下側に設置し、その間には立ち入らないこと。

(介護の場合は、介護者(マスク着用) ⇒ 被介護者 ⇒ 扇風機 ⇒ 排気口[排気扇や窓])

○マスクを着用していない有症状者に対し、食事、入浴、口腔介助のように飛沫が飛散する介護を行う場合、フェイスシールドとマスクの二重使用による飛沫対策を行うとともに、大量に発生するエアロゾルに対応できるよう、局所的な換気対策を実施。

○空気がスムーズに流れるように、ファンの強さや位置を調整。

(空気が流れる方向を、スモークテスター、線香、ティッシュや糸などを利用して確認。)

○二酸化炭素濃度測定器を設置することにより、更衣室、脱衣所、職員休憩室の換気状況を常に確認するとともに、必要に応じて同時に利用する人数を制限。

○陽性者が発生した場合のゾーニングについては、専門家の助言を踏まえて設置し、ゾーン間の人の移動等の制限、PPEの使用・廃棄方法の遵守を徹底。

効果的な換気のポイント (高齢者施設、学校、保育所等)

3. 施設の特性に応じた留意点 (続き)

(学校)

○教室の換気に加え、更衣室、中廊下、移動用の車両、学生寮など一時に多数の生徒が集まる場所において、二酸化炭素濃度測定器等により密集時の二酸化炭素濃度を測定し、換気の改善を実施。また、必要に応じて、同時に利用する人数を制限。

(保育所等)

○施設全体の換気能力を高めるとともに、幼児が集まる場所、大型の遊具内や風通しの悪い場所などの密集時の二酸化炭素濃度を測定し、換気の改善を実施。

(施設内の食堂)

○第三者認証制度に準拠した感染対策(※)を実施。また、学校(幼稚園を含む)の食堂については、「衛生管理マニュアル」を踏まえた感染対策を実施。

(※) アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底

○機械換気の有無にかかわらず、二方向の窓開け等による換気を徹底。また、大人数の風下に長時間人が止まらないよう配慮。